平成２２年（フ）第２４７号
大阪府茨木市東奈良３丁目２番18号　吉田コーポ１号棟104号室、住民票上の住所大阪府茨木市東奈良３丁目２番18号
債務者　木口　清司
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３号
大阪市淀川区野中北１丁目10番４号
債務者　瀬﨑　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６５号
大阪府枚方市大峰南町16番26号
債務者　辻花　晴子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５号
大阪府豊中市豊南町西１丁目４番２号
債務者　中尾　壽子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９号
大阪府池田市畑３丁目４番９号
債務者　坂本　　覺
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９３号
大阪市中央区神崎町４番６―1002号
債務者　永井　正樹
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１００１号
大阪市都島区片町１丁目１番36―302号
債務者　標　　公人
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１１号
大阪府豊中市二葉町１丁目６番６号
債務者　河原　愛子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１８号
大阪市住吉区長居東３丁目９番４―207号
債務者　伊田富久子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０３８号
大阪府門真市北岸和田１丁目３番１―203号
債務者　辻　　盛弘
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０３９号
大阪市中央区島之内２丁目９番２号　ヒロハウジング岩見マンション802号
債務者　山下季美江こと　姜　千代子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４１号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目２番13号301号
債務者　虻川　和正
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６６号
大阪市西淀川区歌島１丁目６番24―402号
債務者　五十嵐美保
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９７号
大阪府八尾市志紀町１丁目153番地　メゾン中沢407号
債務者　西　　信幸
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１７号
大阪府池田市城南３丁目11番６号
債務者　杉本　憲治
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８５号
大阪府豊中市上津島２丁目18番26号　320号、住民票上の住所大阪市住之江区南港中３丁目９番25―814号
債務者　藤　　伸一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８６号
大阪市平野区喜連西３丁目１番22―121号
債務者　松本　渥子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８９号
大阪市平野区長吉出戸４丁目４番55号
債務者　渥美　正忠
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部